



平成 28 年 1 月 14 日

各 位

会 社 名 株式会社カネカ  
代表者名 代表取締役社長 角倉 護  
(コード番号 4118 東証・名証各第 1 部)  
問合せ先 取締役常務執行役員 石原 忍  
(TEL 06-6226-5169)

### セメダイン株式会社株式 (証券コード 4999) に対する公開買付けの結果に関するお知らせ

株式会社カネカ (以下「公開買付者」又は「当社」といいます。) は、平成 27 年 12 月 8 日開催の取締役会において、セメダイン株式会社 (コード番号 4999、株式会社東京証券取引所 (以下「東京証券取引所」といいます。) 市場第二部、以下「対象者」といいます。) の普通株式 (以下「対象者株式」といいます。) を金融商品取引法 (昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。) に基づく公開買付け (以下「本公開買付け」といいます。) により取得することを決議し、平成 27 年 12 月 9 日より本公開買付けを実施しておりましたが、以下のとおり、本公開買付けが平成 28 年 1 月 13 日を以って終了いたしましたので、お知らせいたします。

また、本公開買付けの結果、平成 28 年 1 月 20 日 (本公開買付けの決済の開始日) 付で、対象者は当社の連結子会社となる予定です。

#### 記

#### 1. 買付け等の概要

##### (1) 公開買付者の名称及び所在地

名称 株式会社カネカ  
所在地 大阪市北区中之島二丁目 3 番 18 号

##### (2) 対象者の名称

セメダイン株式会社

##### (3) 買付け等に係る株券等の種類

普通株式

##### (4) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
3, 212, 000 株	一株	3, 212, 000 株

(注 1) 応募株券等の総数が買付予定数の上限 (3, 212, 000 株) 以下の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。応募株券等の総数が買付予定数の上限 (3, 212, 000 株) を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第 27 条の 13 第 5 項及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令 (平成 2 年大蔵省令第 38 号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。) 第 32 条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。

(注2) 単元未満株式も本公開買付けの対象としております。なお、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。）に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続きに従い買付け等の期間（以下「公開買付け期間」といいます。）中に自己の株式を買い取ることがあります。なお、対象者が平成27年12月8日に公表した「単元株式数の変更及び定款の一部変更並びに株主優待制度の変更に関するお知らせ」に記載のとおり、対象者は、平成28年1月5日を効力発生日として、単元株式数を1,000株から100株に変更するとの決定をしておりますので、同単元株式数の変更に伴い、対象者の議決権の数が変更されております。

(注3) 本公開買付けを通じて、対象者が保有する自己株式を取得する予定はありません。

(注4) 公開買付け期間末日までに新株予約権が行使される可能性があります。当該行使により発行又は移転される対象者株式についても本公開買付けの対象とします。

## (5) 買付け等の期間

### ① 届出当初の買付け等の期間

平成27年12月9日（水曜日）から平成28年1月13日（水曜日）まで（20営業日）

### ② 対象者の請求に基づく延長の可能性

法第27条の10第3項の規定により、対象者から公開買付け期間の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、公開買付け期間は30営業日、平成28年1月27日（水曜日）までとなる予定でしたが、該当事項はありませんでした。

## (6) 買付け等の価格

普通株式1株につき、金576円

## 2. 買付け等の結果

### (1) 公開買付けの成否

応募株券等の総数（4,174,930株）が買付予定数の上限（3,212,000株）を超えましたので、公開買付け開始公告及び公開買付け届出書に記載のとおり、法第27条の13第4項第2号に基づき、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。

### (2) 公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名

法第27条の13第1項の規定に基づき、金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。）第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により、平成28年1月14日に、本公開買付けの結果を報道機関に公表いたしました。

(3) 買付け等を行った株券等の数

株券等種類	① 株式に換算した応募数	② 株式に換算した買付数
株 券	4,174,930 株	3,212,000 株
新株予約権証券	一株	一株
新株予約権付社債券	一株	一株
株券等信託受益証券 ( )	一株	一株
株券等預託証券 ( )	一株	一株
合 計	4,174,930 株	3,212,000 株
(潜在株券等の数の合計)	—	( 一株)

(4) 買付け等を行った後における株券等所有割合

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	44,450 個	(買付け等前における株券等所有割合 29.61%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	1,952 個	(買付け等前における株券等所有割合 1.30%)
買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	76,570 個	(買付け等後における株券等所有割合 51.00%)
買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	1,952 個	(買付け等後における株券等所有割合 1.30%)
対象者の総株主等の議決権の数	14,880 個	

(注1) 対象者は、平成 28 年 1 月 5 日を効力発生日として、単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更するとの決定をしておりますので、同単元株式数の変更に伴い、対象者の議決権の数が変更されております。

(注2) 「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」及び「買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、各特別関係者（ただし、特別関係者のうち法第 27 条の 2 第 1 項各号における株券等の所有割合の計算において府令第 3 条第 2 項第 1 号に基づき特別関係者から除外されるものを除きます。）が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。

(注3) 「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者が平成 27 年 11 月 10 日に提出した第 82 期第 2 四半期報告書（以下「第 82 期第 2 四半期報告書」といいます。）に記載された平成 27 年 9 月 30 日現在の総株主の議決権の数（1 単元の株式数を 1,000 株として記載されたもの）です。ただし、平成 28 年 1 月 5 日を効力発生日として、単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更され、同単元株式数の変更に伴い、対象者の議決権の数に変更されており、単元未満株式及び新株予約権の行使により発行又は移転される可能性のある対象者株式も本公開買付けの対象としていたため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、第 82 期第 2 四半期報告書に記載された平成 27 年 9 月 30 日現在の発行済株式総数（15,167,000 株）に、新株予約権（105 個：第 82 期第 2 四半期報告書に記載された平成 27 年 9 月 30 日現在の新株予約権の数（26 個）及び対象者が平成 27 年 6 月 19 日に提出した第 81 期有価証券報告書に記載された平成 27 年 3 月 31 日現在の新株予約権の数（176 個）の合計（202 個）から、本日現在までに行使された数（97 個）を控除した新株予約権の数）の目的となる対象者株式の数（105,000 株）を加え、第 82 期第 2 四半期報告書に記載された平成 27 年 9 月 30 日現在対象者が所有する普通株式に係る自己株式数（259,099 株）を控除した株式数（15,012,901 株）に係る議決権の数（150,129 個）を分母として計算しております。

(注4) 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

#### (5) あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算

応募株券等の総数(4,174,930株)が買付予定数の上限(3,212,000株)を超えたため、公開買付開始公告及び公開買付届出書に記載のとおり、法第27条の13第4項第2号に基づき、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないこととし、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います(各応募株券等の数に1単元(100株)未満の株数の部分がある場合、あん分比例の方式により計算される買付株数は各応募株券等の数を上限とします。)

あん分比例の方式による計算の結果生じる1単元未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数の上限を超えたため、買付予定数の上限を下回らない数まで、四捨五入の結果切り上げられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき買付株数を1単元(あん分比例の方式により計算される買付株数に1単元未満の株数の部分がある場合は当該1単元未満の株数)減少させるものとししました。ただし、切上げられた株数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付株数を減少させると買付予定数の上限を下回ることとなったため、買付予定数の上限を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽せんにより買付株数を減少させる株主等を決定しました。

#### (6) 決済の方法

- ① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地  
野村証券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目9番1号

- ② 決済の開始日  
平成28年1月20日(水曜日)

#### ③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主等の場合は常任代理人)の住所宛に郵送します。なお、野村ネット&コールにおいて書面の電子交付等に承諾されている場合には、野村ネット&コールのウェブサイト(<https://netcall.nomura.co.jp/>)にて電磁的方法により交付します。

買付け等は、金銭にて行います。応募株主等は公開買付けによる売却代金を、送金等の応募株主等が指示した方法により、決済の開始日以後遅滞なく受け取ることができます(送金手数料がかかる場合があります。)

#### ④ 株券等の返還方法

返還することが必要な株券等は、公開買付期間の末日の翌々営業日以後速やかに、公開買付代理人の応募株主等口座上で、返還すべき株券等を応募が行われた直前の記録に戻すことにより返還します(株券等を他の金融商品取引業者等に設定した応募株主等の口座に振替える場合は、応募の受付をされた公開買付代理人の本店又は全国各支店にご確認ください。)

### 3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

当社が平成27年12月8日付で公表した「セメダイン株式会社株式(証券コード4999)に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」に記載のとおり、本公開買付けの結果、平成28年1月20日(本公開買付けの決済の開始日)付で、対象者は当社の連結子会社となる予定です。また、本公開買付けは対象者株式の上場廃止を企図したのではなく、本公開買付け成立後も引き続き対象者株式の上場を維持する方針であること、また、対象者株式が東京証券取引所における有価証券上場規程第601条に規定される上場廃止基準に抵触するおそれが生じた場合、当社は、立会外分売や売出し等の上場廃止の回避のための方策について対象者と誠実に協議し検討したうえで、対象者株式の上場が引き続き維持されるよう最善の努力を行う意向です。

なお、現時点では、対象者の役員構成を含むガバナンス体制の変更は考えておらず、また、本公開買付

け成立後の経営体制につきまして、現時点で決定している事項もございません。

また、本公開買付けによる当社業績への影響については、現在精査中であり、今後、業績予想の修正の必要性及び公表すべき事実が生じた場合には、速やかに公表いたします。

4. 公開買付報告書の写しを縦覧に供する場所

株式会社カネカ	大阪市北区中之島二丁目3番18号
株式会社カネカ 東京本社	東京都港区赤坂一丁目12番32号
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号

以 上